

# 群馬県

## サステナビリティボンド・フレームワーク



令和5年5月

## 1. はじめに

群馬県（以下、「本県」）は、以下の通りサステナビリティボンド・フレームワーク（以下、「本フレームワーク」）を策定しました。国際資本市場協会（ICMA）の定めるグリーンボンド原則（GBP）2021、ソーシャルボンド原則（SBP）2021 及びサステナビリティボンド・ガイドライン 2021 並びに環境省の定めるグリーンボンドガイドライン 2022 年版、金融庁の定めるソーシャルボンドガイドライン 2021 年版に基づき策定しており、これらの原則等との適合性に対するセカンド・パーティ・オピニオンを株式会社格付投資情報センターより取得しております。

### (1) 本県の特徴

本県は、我が国の経済活動の中心、巨大市場を形成する東京から 100km 圏に位置しており、恵まれた地理的条件を活かして発展してきました。古くから、東京圏、信越地方、東北地方、中京圏を結ぶ広域的な交流の要衝として、様々な交通網が発達、近年では、圏央道の延伸や北陸新幹線が金沢まで延伸されるなど、東西南北を十字に貫く高速道路や新幹線の整備が進み、全国でも有数の結節点となっています。

加えて、本県は貴重な自然の宝庫でもあり、県のシンボルである「上毛三山（赤城山、榛名山、妙義山）」のほか、谷川岳や尾瀬など国内でも屈指の景勝地を有する国立・国定公園や、ラムサール条約湿地である尾瀬、渡良瀬遊水地、芳ヶ平湿地群があるほか、多様な自然生態系に恵まれています。また、全国にその名が轟く草津、伊香保、水上、四万をはじめ、100 を超える名湯・秘湯があり、多彩で魅力的な温泉にも恵まれています。

そして、流域面積日本一である利根川の水源県であるとともに、多くのダムを有し、豊富な水資源に恵まれていることから、本県は首都圏の水がめとして重要な役割を果たしています。本県の森林面積は関東地方で最も多く、豊かな森林資源を有しています。人工林の多くは木材として利用可能な林齢に達していることから、今後の利活用が期待されます。

また、本県は年間の日照時間が全国上位であり、豊富な水資源、豊かな森林資源を保有等、これらの再生可能エネルギー資源を活用した発電・熱利用等に適した条件を備えています。

このように、本県は、豊富な水資源や長い日照時間、標高およそ 10m の平坦地から 1,400m の高冷地までの標高差のある耕地等の環境に恵まれ、年間を通して新鮮な農林水産物が生産され、野菜や果物、きのこ、米麦、牛肉、豚肉、乳製品、淡水魚など多彩な食材を供給、首都圏の台所としても重要な役割を果たしています。

## (2) SDGs への取組方針

2021（令和3）年3月に策定した「群馬県環境基本計画 2021-2030」では、2040年に向けた群馬県の環境の将来像を「豊かで持続的に発展する環境県ぐんま」としています。「豊かで持続的に発展する環境県ぐんま」とは、県民生活の水準や利便性、豊かな自然環境がもたらす潤い等は向上させながら、本県の風土や地域に根ざした環境がもたらす人の交流や相互の支え合い、資源・エネルギー等の循環等を基盤とし、地域で生まれ、育ち、地域で安心して暮らし続けられる持続可能な社会づくりに取り組むことと定義しています。本計画では、施策分野を以下の4つに分類し、事業を展開しています。

- I. 地球温暖化対策の推進
- II. 持続可能な循環型社会づくり
- III. 自然との共生と森林（もり）づくり
- IV. 安全・安心で快適な生活環境づくり

さらに「群馬県環境基本計画 2021-2030」では、2019年12月に表明した「ぐんま5つのゼロ宣言」実現のための取組を重点取組として位置付けています。これは、2050年に向け、自然災害によるリスクを抑え、県民の命を守り、安心な暮らしと安定した経済活動が可能なカーボンニュートラル社会の実現や、県民の幸福度を向上させるための宣言で、①自然災害による死者「ゼロ」、②温室効果ガス排出量「ゼロ」、③災害時の停電「ゼロ」、④プラスチックごみ「ゼロ」、⑤食品ロス「ゼロ」の達成を目標としています。

また、2020（令和2）年12月に県政を運営するための基本方針として策定した「新・群馬県総合計画」では、2040年の目指す姿を描いた「ビジョン」と、これを踏まえて、2030年までに重点的に取り組む具体的な政策を体系化した「基本計画」の二段階で策定しています。ビジョンでは、本県の2040年の目指す姿を「年齢や性別、国籍、障害の有無等に関わらず、全ての県民が、誰一人取り残されることなく、自ら思い描く人生を生き、幸福を実感できる自立分散型の社会」としています。基本計画ではビジョンの実現に向けた7つの政策の柱を設定し、本県の政策を強力に推し進めています。

	2020	2023	2025	2030	2035	2040
<b>1</b> 行政と教育のデジタルトランスフォーメーションの推進	→					
<b>2</b> 災害レジリエンスNo.1の実現	→					
<b>3</b> 医療提供体制の強化	→					
<b>4</b> 県民総活躍社会の実現	→ 制度導入・立上げ		→ 社会参加率の増加			
<b>5</b> 地域経済循環の形成	→ 先進エリアでの施行		→ 県内全域への拡大			
<b>6</b> 官民共創コミュニティの育成	→ 組織の立上げ		→ 活動の拡大・深化			
<b>7</b> 教育イノベーションの推進と「始動人」の活躍	→ 新たな教育の拡大		→ 始動人の社会参加		→ 始動人の活躍が新たな始動人を育て、惹きつける自然循環	

### (3) サステナビリティボンド・フレームワーク策定の目的及び背景

近年、気候変動の影響等により災害が激甚化・頻発化し、令和元年東日本台風（台風第 19 号）や令和 2 年 7 月豪雨など、毎年のように多くの犠牲者や被害が発生しています。さらに、新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより、世界全体が大混乱に陥り、社会的にも経済的にも大きな打撃を受けています。こうしたことをうけて、足許では、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組や、防災・減災対策の強化、デジタル化をはじめとするニューノーマル（新常態）への転換が必要になってきました。

本県では「豊かで持続的に発展する環境県ぐんま」及び「すべての県民が誰一人取り残されることなく、自ら思い描く人生を生き、幸福を実感できる自立分散型社会の実現」を目指すための取組を推進すべく、本フレームワークを策定することを決定いたしました。本フレームワークを活用した資金調達を通じ、本県の SDGs の取組について、投資家や県民等の理解促進を図り、SDGs 推進の機運を醸成してまいります。

なお、本県は、本フレームワークに基づき、充当するプロジェクトに応じて、以下の債券（以下、総称してサステナビリティファイナンス）の発行ができるものとします。充当するプロジェクトについては、「2. 調達資金の使途」にて定めた適格プロジェクトから選定されます。

- グリーンボンド：グリーン適格プロジェクトのみに関連する支出に資金が充当される債券
- ソーシャルボンド：ソーシャル適格プロジェクトのみに関連する支出に資金が充当される債券
- サステナビリティボンド：グリーン適格プロジェクト及びソーシャル適格プロジェクトに関連する支出に資金が充当される債券

## 2. 調達資金の用途

本フレームワークに基づき調達された資金は、以下のグリーン適格プロジェクト及びソーシャル適格プロジェクトに該当する対象プロジェクトに充当する予定です。

グリーンボンド原則 事業区分		グリーン適格プロジェクト	環境面への便益
グリーン	再生可能エネルギー	<b>【再生可能エネルギーの導入】</b> ■ 県有施設における再生可能エネルギー設備導入 ■ 再生可能エネルギー設備（太陽光発電設備等）の導入促進	■ 温室効果ガスの排出量削減 ■ 再生可能エネルギーの導入量増加 ■ 地域の再生可能エネルギーの効率的利用
	エネルギー効率	<b>【エネルギー使用量の削減・効率的利用】</b> ■ 県有施設の省エネ化（空調設備の更新、LED化、断熱率向上、BEMS導入、ZEB化又はそれに準ずる省エネ化 <sup>※</sup> 等） <sup>※</sup> ZEB認証（Nearly ZEB / ZEB Ready / ZEB Oriented）の取得又はZEB基準に準ずる以下のBEI（省エネルギー性能指標）基準を満たす省エネ化 ・庁舎等、学校等は0.6以下 ・病院等は0.7以下 ■ 信号機等へのLED導入	■ 温室効果ガスの排出量削減 ■ エネルギー使用量削減
	生物自然資源及び土地利用に係る環境維持型管理	<b>【木材の新たな販路・需要の創出】</b> ■ 県有施設の木造化による県産木材の利用促進 <b>【森林整備・保全に伴う二酸化炭素の吸収】</b> ■ 県有林の維持管理、林道整備 <b>【自然景観の保全】</b> ■ 尾瀬国立公園等の環境整備 ■ 森林公園の整備	■ 木材利用による二酸化炭素の固定 ■ 二酸化炭素吸収源の確保 ■ 森林・植生の保全

	陸上及び水生生物の多様性の保全	<b>【鳥獣被害対策の推進】</b> ■ 植生保護柵、河川内緩衝帯の整備等	■ 生物多様性の保全
	クリーン輸送	<b>【交通利用における脱炭素化】</b> ■ 公用車の電動化	■ 温室効果ガスの排出量削減 ■ エネルギー使用量削減
	気候変動への適応	<b>【水害対策】</b> ■ 河川改修や浸水対策、ダム of 適正管理、ため池の整備  <b>【土砂災害対策】</b> ■ 土砂災害防止施設（砂防堰堤、治山ダム、地すべり防止施設等）の整備・適正管理等 ■ 落石防護柵や落石防止ネット整備等の法面对策  <b>【無電柱化推進】</b> ■ 電線類の地中化等を通じた無電柱化  <b>【道路の浸水対策】</b> ■ 排水性、透水性、保水性を備えた道路への改良工事	■ 気候変動に伴う浸水被害、土砂災害等の防止・被害緩和

ソーシャルポンド原則		ソーシャル適格プロジェクト	社会面への便益
事業区分			
ソーシャル	手ごろな価格の基本的インフラ設備	■ 災害時の防災情報通信や防災活動・訓練に必要な施設、資機材等の整備 ■ 緊急輸送道路を含む道路インフラの整備や橋梁の整備・長寿命化 ■ 県有施設の耐震化 ■ 交差点改良や歩道拡幅、信号機等の交通安全施設の整備 ■ 街路整備や区画整理 ■ 世界文化遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の保存整備 ■ 警察施設（設備等を含む）の整備	<b>【解決すべき社会課題】</b> 安心・安全に暮らせるまちづくり  <b>【対象となる人々】</b> 被災者、施設利用者、地域住民、施設訪問者

<p>必要不可欠なサービスへのアクセス</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保育所・児童養護施設や高齢者施設、障害者福祉施設等の整備</li> <li>■ 高等学校、中等教育学校、特別支援学校や夜間中学の整備</li> <li>■ 教育現場における ICT 環境の整備</li> <li>■ 公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化</li> <li>■ 警察施設（設備等を含む）の整備（再掲）</li> </ul>	<p>【解決すべき社会課題】</p> <p>子育て世代、高齢者等誰もが安心して暮らせる社会の実現</p> <p>教育環境の整備</p> <p>【対象となる人々】</p> <p>子ども、高齢者、障害者、仕事と子育て介護等を両立する人々、義務教育未修了者等</p>
<p>手ごろな価格の住宅</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公営住宅の整備</li> </ul>	<p>【解決すべき社会課題】</p> <p>経済的困窮で住居の確保が困難な人々への住宅の提供</p> <p>【対象となる人々】</p> <p>高齢者、障害者、低所得者</p>
<p>食料の安全保障と持続可能な食料システム</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 農業施設（水路等）の長寿命化</li> <li>■ 土地改良事業の実施による生産性向上等</li> </ul>	<p>【解決すべき社会課題】</p> <p>安定的かつ効率的な食料生産</p> <p>【対象となる人々】</p> <p>農家、消費者</p>
<p>社会経済的向上とエンパワーメント</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 世界文化遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の保存整備（再掲）</li> <li>■ 公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化（再掲）</li> </ul>	<p>【解決すべき社会課題】</p> <p>地方創生・地域の活性化</p> <p>子育て世代、高齢者等誰もが安心して暮らせる社会の実現</p> <p>【対象となる人々】</p> <p>地域住民、施設訪問者、子ども、高齢者、障害者</p>

### 3. プロジェクトの評価と選定プロセス

サステナビリティファイナンスにより調達した資金を充当するプロジェクトは、本県総務部財政課が候補プロジェクトを選定し、県庁内関係各部との協議を経て最終決定します。

また、各プロジェクトの適格性の評価にあたっては、以下のとおり、潜在的なネガティブな影響を及ぼすリスクに対して対処した上で実施されることを確認しています。

ネガティブな影響を及ぼすリスク	対応している対処法
騒音振動による悪影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 自治体で求められる届出の提出</li> <li>• 環境アセスメントの手続き</li> <li>• 騒音規制法、振動規制法等の遵守</li> <li>• 地域住民への十分な説明</li> <li>• 低騒音型・低振動型建設機械の使用</li> </ul>
交換前の機器や設備の不適正処理による悪影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 廃棄物処理法等の遵守</li> </ul>
大気汚染による悪影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 大気汚染防止法、特定特殊自動車排出ガス規制法等の遵守</li> <li>• 排出ガス対策型建設機械等の使用</li> </ul>
生態系への悪影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 自然公園法、自然環境保全条例等の遵守</li> <li>• 動植物の生息環境の保全</li> </ul>
廃棄物の排出による悪影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 廃棄物処理法等の遵守</li> </ul>



#### 4. 調達資金の管理

地方自治法第 208 条（会計年度及びその独立の原則）に基づき、地方公共団体の各会計年度（毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる）における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てる必要があります。従って、本フレームワークに基づき調達した資金は、調達した年度中に対象プロジェクトに全額充当されます。また、調達した資金が対象プロジェクトに充当されるまでの間、現金または安全性の高い金融資産で運用します。

サステナビリティファイナンスの実施によって調達した資金の各プロジェクトへの充当については、県庁内関係各部と連携の上、総務部財政課が担当します。具体的には、事業毎に事業費や起債充当額等を整理した県債管理表を作成し、サステナビリティファイナンスによる調達額が対象プロジェクトの金額を超過しないよう、適切に管理します。

会計年度の終了時には、対象プロジェクトを含む本県の全ての歳入と歳出について、執行結果と決算関係書類が作成され、県の監査委員による監査を受けます。その後、決算関係書類は監査委員の意見を付して県議会に提出され、承認されることとなります。

## 5. レポーティング

本県は、資金充当状況レポーティング及びインパクト・レポーティングを、サステナビリティファイナンスによって調達した資金が全額充当されるまで本県ウェブサイト等にて年次で開示します。なお、調達した資金が、適格プロジェクトに全額充当された年度の翌年度までレポーティングを継続する予定です。

なお、調達資金の充当計画に大きな変更が生じた場合や、調達資金の充当後にプロジェクトに関する計画の変更等、大きな状況の変化が生じた場合は、適時に開示する予定です。

### (1) 資金充当状況レポーティング

本県は、調達資金の充当状況に関する以下の項目について開示する予定です。

- 調達金額
- 各プロジェクトへの充当金額

### (2) インパクト・レポーティング

本県は、各対象プロジェクトの環境改善効果及び社会的成果の内容に関する以下の項目について、実務上可能な範囲において開示する予定です。

	適格プロジェクト	レポーティング項目例
グリーン	<b>&lt;再生可能エネルギー&gt;</b> ■ 県有施設における再生可能エネルギー設備導入 ■ 再生可能エネルギー設備（太陽光発電設備等）の導入促進	■ 整備箇所数 ■ 発電容量（kW）又は発電量（kWh） ■ 推定 CO <sub>2</sub> 排出削減量（t-CO <sub>2</sub> ）
	<b>&lt;エネルギー効率&gt;</b> ■ 県有施設の省エネ化（空調設備の更新、LED化、断熱率向上、BEMS導入、ZEB化又はそれに準ずる省エネ化等） ■ 信号機等へのLED導入	■ 整備箇所数 ■ ZEB認証の取得状況又はBEIの数値 ■ 推定 CO <sub>2</sub> 排出削減量（t-CO <sub>2</sub> ）
	<b>&lt;生物自然資源及び土地利用に係る環境維持型管理&gt;</b> ■ 県有施設の木造化による木材の利用促進 ■ 県有林の維持管理、林道整備 ■ 尾瀬国立公園等の環境整備 ■ 森林公園の整備	■ 整備箇所数 ■ 県産木材の使用量（t） ■ 整備延長（km） ■ 森林整備面積（ha）
	<b>&lt;陸上及び水生生物の多様性の保全&gt;</b> ■ 植生保護柵、河川内緩衝帯の整備等	■ 整備延長（km） ■ 整備面積（ha）

	<p>&lt;クリーン輸送&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公用車の電動化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 導入台数</li> <li>■ 推定 CO<sub>2</sub> 排出削減量 (t-CO<sub>2</sub>)</li> </ul>	
	<p>&lt;気候変動への適応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 河川改修や浸水対策、ダム の適正管理、ため池の整備</li> <li>■ 土砂災害防止施設（砂防堰堤、治山ダム、地すべり防止施設等）の整備・適正管理等</li> <li>■ 落石防護柵や落石防止ネット整備等の法面对策</li> <li>■ 電線類の地中化等を通じた無電柱化</li> <li>■ 排水性、透水性、保水性を備えた道路への改良工事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 整備事業内容・実績 <ul style="list-style-type: none"> <li>整備箇所数</li> <li>整備延長 (km)</li> <li>整備面積 (ha)</li> <li>防災受益戸数</li> </ul> </li> </ul>	
ソーシャル	<p>&lt;手ごろな価格の基本的インフラ設備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 災害時の防災情報通信や防災活動・訓練に必要な施設、資機材等の整備</li> <li>■ 緊急輸送道路を含む道路インフラの新設や橋梁の整備・長寿命化</li> <li>■ 県有施設の耐震化</li> <li>■ 交差点改良や歩道拡幅、信号機等の交通安全施設の整備</li> <li>■ 街路整備や区画整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 整備事業内容・実績 <ul style="list-style-type: none"> <li>整備箇所数</li> <li>整備延長 (km)</li> <li>整備面積 (ha)</li> </ul> </li> <li>■ 交通事故発生件数</li> </ul>	
	<p>&lt;必要不可欠なサービスへのアクセス&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保育所・児童養護施設や高齢者施設、障害者福祉施設等の整備</li> <li>■ 高等学校、中等教育学校、特別支援学校や夜間中学の整備</li> <li>■ 教育現場における ICT 環境の整備</li> <li>■ 公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化</li> <li>■ 警察施設（設備等を含む）の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 整備事業内容・実績 <ul style="list-style-type: none"> <li>整備箇所数</li> </ul> </li> <li>■ 利用生徒数</li> <li>■ 施設定員数</li> <li>■ 学校定員数</li> </ul>	
	<p>&lt;手ごろな価格の住宅&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公営住宅の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 建替戸数</li> </ul>	
	<p>&lt;食料の安全保障と持続可能な食料システム&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 農業施設（水路等）の長寿命化</li> <li>■ 土地改良事業の実施による生産性向上等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 整備面積 (ha)</li> <li>■ 整備により恩恵を受けた農家の戸数</li> </ul>	

	<b>&lt;社会経済的向上とエンパワメント&gt;</b> ■ 世界文化遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の保存整備	■ 入場者数 ■ 整備の内容と効果 （宿泊者数、観光消費額等） ■ 整備箇所数
--	---	--

## 6. 外部レビュー

本県は、独立した外部機関である株式会社格付投資情報センターより、本フレームワークと、国際資本市場協会（ICMA）の定めるグリーンボンド原則（GBP）2021、ソーシャルボンド原則（SBP）2021 及びサステナビリティボンド・ガイドライン 2021 並びに環境省の定めるグリーンボンドガイドライン 2022 年版、金融庁の定めるソーシャルボンドガイドライン 2021 年版との適合性に対するセカンド・パーティ・オピニオンを取得しています。

## 7. 参考書類

1. グリーンボンド原則 2021（ICMA）
2. ソーシャルボンド原則 2021（ICMA）
3. サステナビリティボンド・ガイドライン 2021（ICMA）
4. グリーンボンドガイドライン 2022 年版（環境省）
5. ソーシャルボンドガイドライン 2021 年版（金融庁）
6. 新・群馬県総合計画
7. 群馬県環境基本計画 2021-2030
8. 群馬県地球温暖化対策実行計画 2021-2030
9. ぐんま・県土整備プラン 2020
10. 土砂災害対策推進計画 2021
11. 河川整備計画（圏域毎）
12. 群馬県森林・林業基本計画 2021-2030
13. 群馬県交通まちづくり戦略
14. 群馬県農業農村振興計画 2021-2025
15. 群馬県橋梁長寿命化計画
16. 群馬県無電柱化推進計画 2019
17. 群馬県耐震改修促進計画(2021-2025)
18. 群馬県福祉プラン（令和 2 年度～令和 6 年度）
19. 群馬県高齢者保健福祉計画（第 8 期）
20. ぐんま子ども・若者未来ビジョン 2022
21. バリアフリーぐんま障害者プラン 8

22. 第 3 期群馬県教育振興基本計画
23. 第 3 期群馬県特別支援教育推進計画
24. 群馬県住生活基本計画 2021
25. 群馬県営住宅長寿命化計画
26. 第 11 次群馬県交通安全計画

以上